

投票区・投票場所および投票区域一覧

Table with 2 columns: 投票区・投票場所, 投票区域. Lists 20 districts and their corresponding voting areas.

衆議院 議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日は12月16日(日)

午前7時~午後8時

12月16日(日)は、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。この選挙は、今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないで、必ず投票しましょう(当日は、東京都知事選挙が同時に執行されます)。詳しくは選挙管理委員会事務局☎470・7777へ。

東久留米市で投票できる方

東久留米市で投票できる方は、満20歳以上(4年12月17日以前生まれの方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、24年9月3日以前に東久留米市に転入の届け



市内転居した方

▼24年11月7日以前に転居届を出した方II新住所地の投票所で投票

▼24年11月8日以降に転居届を出した方II旧住所地の投票所で投票

転入した方

▼24年9月4日以降に他の市区町村から東久留米市に転入届を出した方II東久留米

市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票を行うことができますが、前住所を転出した日から4カ月が経過すると投票ができません。前住所の選挙管理委員会にご確認ください

転出した(する)方

ご利用ください

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができないと見込まれる方は期日前投票ができます。【投票期間】12月5日(水)15日(土)。ただし、最高裁判所裁判官国民審査は12月9日

東久留米市から他の市区町村に転出届を出した方II新住所地で投票することはできません。前住所地である東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票を行うことはできませんが、投票日までに転出した日から4カ月が経過すると抹消されますのでご注意ください。詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください



今回の選挙の注意点

投票用紙への記載注意事項

投票用紙には、次の点に注意して記載してください。①小選挙区選出(オレンジ色)の投票用紙には、候補者の個人名を書きます。二人以上の氏名を書いたり、氏名以外のことを書くこと無効になります。②比例代表選出(浅黄色)の投票用紙には、政党の名称または略称を書きます。個人名を書くこと無効になります。③最高裁判官国民審査(白色)の投票用紙には、やめさせたい方(氏名)の欄に「X」を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

期日前投票のできる期間

★東京都知事選挙II 11月30日(金)から ★衆議院議員選挙II 12月5日(水)から

投票所入場整理券をお忘れなく

公示日以降に「投票所入場整理券」を世帯ごとに封書で郵送します。世帯全員が「投票所入場整理券」が入っていますので、ほかの家族の方のものとお間違えのないよう、ご注意ください。入場整理券を紛失した方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された

候補者・最高裁判所裁判官の経歴などは選挙(審査)公報で

候補者の経歴・経歴などを掲載した選挙公報と、最高裁判所裁判官の経歴を掲載した審査公報を、投票日の2日前までに各世帯

2面に続く

開票はスポーツセンターで

開票は、12月16日(日)午後9時から、スポーツセンターで行います。参観を希望する方は、当日受け付けにお申し出ください。

【ご注意】駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください

お忘れなく

お忘れなく